



入院のご案内



【目次】	【頁】
1. 入院の手続き	… 1
2. 入院時に持ってくるもの	… 1
3. 入院料の支払いについて	… 2
4. 保険給付以外の自己負担金について	… 3
5. 食事・寝具について	… 3
6. 入院時食事療養費について	… 3
7. 非常時の避難誘導について	… 4
8. 入院料の一部負担制度について	… 4
9. 高額療養費の現物給付について	… 5
10. 入院中ご注意していただくこと	… 5
11. 入院中の他医療機関受診について	… 5
12. ご面会について	… 5
13. その他	… 6



医療法人 杏林会

村上記念病院

大分県中津市諸町 1799 番地

TEL : 0979 (23) 3333

FAX : 0979 (24) 5345

1. 入院の手続き

当院の入院病棟は、下記の施設基準を受けており、病状などにより入院病棟が異なります。

病棟名	許可病床数	施設基準
5病棟	37床	15対1一般病棟入院基本料
2病棟	42床	療養病棟入院基本料1
6病棟	44床	
3病棟	42床	療養病棟入院基本料2

(1)入院手続きは、受付窓口で行ってください。

入院申込書をお渡しいたしますので、記名押印のうえ、入院後3日以内に、受付窓口へご提出ください。なお、身元引受兼連帯保証人などの条件にご留意願います。

(2)入院時にご提示いただく書類について



- 保険証
- 労災医療適用の場合は、事業主の証明書
- 生活保護適用の方は、医療券
- 身体障害者手帳、特定疾患受給者証、自立支援医療券(旧更生医療)などをお持ちの方は、その証明証など
- 限度額適用・標準負担減額認定証

上記の保険証、証明書及び認定証のご提示がない場合は、保険適用できませんので、必ずご提示ください。

特別のご事情などのある方は、「医療相談窓口」でご相談ください。

2. 入院時に持ってくるもの

(1)入院時には、下記のものをご準備願います。

- 印鑑
- スリッパ(音のしないもの)
- 洗面用具
- 着替え用下着
- 寝巻き
- タオル、バスタオル、ティッシュなど
- 湯呑み



(急須を持参されますと、お茶をお注ぎする際に、そちらにもお注ぎできます)

(2)その他の所持品は、必要最小限にしてください。

(3)防犯上の理由から、多額の金品の持ち込みはご遠慮ください。

(4)防火管理上からも電気製品の使用については、必ず職員に申し出てください。

また、テレビ、冷蔵庫等の家電製品の持ち込みは、ご遠慮ください。


(5) 携帯電話の使用について

病院内には、携帯電話の電磁波の影響を受ける医療機器が多数設置されています。
また、身体に機器を装着した方が病院内を移動することがあります。

そのため、病院内では、一定の場所に限って携帯電話を使用することが認められています。


◎ 使用可能区域 〈外 来〉 待合室・談話室・廊下
 〈各病棟〉 患者食堂

◎ 使用禁止場所 診察室・検査室・処置室・手術室・
 透析室等では電源をお切り下さい。



使用上のルール

- ①院内の使用可能区域では必ずマナーモードに切替えてください。
- ②会話は必要最小限でお願いします。
- ③消灯時間後のご使用はご遠慮下さい。



上記の使用条件を守り、周囲の迷惑にならないようにマナーを守って使用してください。
☆マナーを守れない方は、ご使用の制限をさせていただく場合がございますので、ご了承下さい。

3. 入院料の支払いについて

入院料は、月末締め月1回の精算となります。

入院請求書は、直接患者さんにお配りしておりませんので、月初め10日以降25日までに、受付窓口にてお支払いをお願いいたします。

月途中で退院される場合は、退院当日に受付窓口にてお支払いをお願いいたします。
ただし、当日精算できない場合は、仮払い(概算)とし、後日金額の調整を行う場合もございます。

なお、クレジットカードによるお支払いは出来ません。ご了承ください。



4. 保険給付外の自己負担について

(1) 患者さんの選択により、個室(差額ベッド)をご使用の場合は、同意確認(同意書)のうえ、下記料金のご負担をお願いいたします。

※同意書は入院後3日以内に受付窓口へ提出してください。

特別室 (1日につき2,000円(税別))	2室	513号室・515号室
個室 (1日につき1,000円(税別))	5室	501号室・502号室・503号室 505号室・506号室

(2) 個人使用の消耗品、オムツなどにつきましては、別紙「保険給付外負担金についての同意書」の規定料金により、その実費を負担していただきます。

(3) 選定療養となる入院料の特定療養費(詳しくは当パンフレット「8. 入院料の一部自己負担について」をご参照ください。)

当院では、施設管理費などのあいまいな名目で患者さんに保険外負担を請求することはありません。

5. 食事・寝具などについて

- (1) 食事・寝具類は病院で用意いたします。
- (2) 食事療法が大切な治療になる場合がありますので、飲食物の持ち込みは、必ず、主治医または病棟看護師長へご相談ください。
- (3) 患者さんの衣類の洗濯は、ご家族の方でお願いします。ご家族の方のお見舞いは、患者さんの励ましになります。



6. 入院時食事療養費について

当院では、入院時食事療養(I)及び特別食加算などを算定しております。

○一般病床の場合

区分/期間		標準負担額 (1食につき)
一般負担者		360円 (平成30年4月以降は460円)
指定難病者		260円
低所得者	入院日数が90日までの場合	210円
	入院日数が90日を超えている場合	160円
	老齢福祉年金受給権者	100円

○療養病床の場合(65歳以上)

食費と居住費の負担があります。詳しくは受付にてご確認下さい。

区分/期間		標準負担額	
		食費(1食)	居住費(1日)
一般負担者		460円	320円(※1)
指定難病者		260円	0円
厚生労働大臣が定める者 [=重篤な病状又は集中的治療を要する者等]		360円 (※2)	0円 (※3)
低所得者	市町村民税非課税の世帯に属する方等	210円	320円
	市町村民税非課税世帯のうち、 所得が一定の基準に満たない方等	130円	320円
	老齢福祉年金受給権者	100円	0円

※1 平成29年10月以降は370円

※2 平成30年4月以降は460円

※3 平成29年10月以降は200円、平成30年4月以降は370円

- (1) 欠食は前日までの連絡のみの方が対象となります。
- (2) 食事標準負担額は、高額療養費制度の対象から除外されます。
- (3) 低所得者(市町村民税非課税世帯など)の患者さんの確認は、市町村が発行する「標準負担額減額認定証」により行いますので、必ずこの「減額認定証」を受付窓口にご提示ください。ご提示のない場合は、一般負担者の扱いとなります。
- (4) 国の認可を受けた公費負担医療の患者さん(生活保護法、感染症法 37 条の 2、特定疾患医療、戦傷者特別援護法、労災保険など)は、この負担額ではありません。

7. 非常時の避難について

- (1) 万一、火災その他の災害が発生した場合、当院職員が避難誘導いたしますので、患者さんは落ち着いて指示に従ってください。
- (2) 非常時の避難通路及び避難階段は各病棟スタッフステーション横に掲示していますので、入院時に確認しておいてください。
- (3) 災害時には、エレベーターを使用しないでください。

非常口

8. 入院料の一部自己負担について

平成18年7月の診療報酬改定により、厚生労働大臣の定める状態などがない一般病棟入院基本料を算定している患者さんの入院期間が180日を超える入院料に関しては、患者さんが自己の選択により入院している(選定療養)と判断され、入院基本料の15%に相当する額が、自己負担となる制度になりました。

この制度は、同じ病名で入院される場合、その入院期間を通算することとされているため、他の医療機関の入院日数も通算されます。

なお、この「選定入院」をご希望される場合は、主治医及び病棟看護師長と十分に相談のうえ、別紙承諾書の提出をお願いいたします。

9.高額療養費の現物給付について

平成19年4月より、事前に高額療養費の負担区分の『限度額適用認定証』の交付を受け、医療機関に提示していただくことで、窓口での医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。詳しくは受付窓口でご確認ください。

10. 入院中ご注意していただくこと(入院心得)

- (1)外出、外泊が必要なときは、必ず主治医の許可を受け、所定の用紙に記入の上、看護師に届け出てください。無許可での外出、外泊は禁止です。許可を受け、外出・外泊された方は必ず予定の時間内にお帰りください。お帰りになりましたら、看護師にお届けください。
- (2)患者さんご本人や、他の患者さんの病状の変化・治療上の理由等により、病室や病棟を移動していただく場合があります。
また、一般病棟での治療後、さらに療養が必要な方は、療養病棟への転棟をお願いすることがあります。その際には改めて説明を行い、同意をいただきます。
- (3)ご面会及び院外からの電話の取次ぎは、13時から20時までとさせていただきます。
- (4)スタッフステーションや他の病棟・病室への無用の出入りはご遠慮ください。
- (5)喫煙は、決められた場所で行います。
- (6)多額の現金は持ち込まず、貴重品の管理は患者さんご自身で行ってください。
- (7)床頭台の鍵の管理は患者さん自身で行います。紛失された場合は、交換費用の実費(4,000円)をご負担いただきます。
- (8)看護師は24時間体制で勤務していますので、原則して付添いは認められておりません。病状やその他の事情でご家族が付添いを希望される場合は、医師の許可が必要となりますので「家族付添い許可申請書」を提出していただきます。
- (9)ゴミは分別して所定の場所に捨ててください。
- (10)院内では、他の患者さんのご迷惑にならないようにお過ごしください。
- (11)入院中は、当院駐車場に自家用車の駐車はできません。

11. 入院中の他医療機関受診について

入院中に、当院専門外の診療科の受診が必要となった場合、医療機関をご紹介します。他医療機関を受診するには、保険制度上、手続きが必要な場合があります。

他の診療科を定期的に受診する場合や、患者さんご本人(ご家族)が予約された場合でも、必ずスタッフまでお知らせください。

12. ご面会について

- (1)面会時間は13時から20時までとなっています。
- (2)面会をされる方は、スタッフステーションにお声掛けください。患者さんの状態により、面会をお断りすることもあります。また、お問合せに應對できない場合もありますのでご了承ください。
- (3)飲食物の差し入れや生花の持ち込みは、看護師にご確認ください。
※生花をご持参の方は、花瓶の水交換や枯れた花の手入れ等、患者さん・ご家族のご協

力をお願いしております。花粉が落ちるもの、香りが強すぎるもの、鉢植え等は感染やアレルギーの観点から持ち込みは禁止させていただきます。また、大きな花瓶は周りの患者さんのご迷惑になることもありますので、ご遠慮ください。

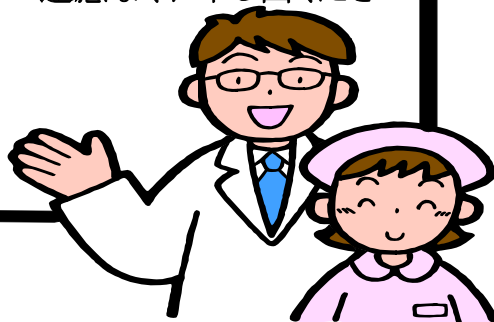
花のいたみ状況によっては、処分させていただくことがあります。

- (4) 感染予防のため、風邪などの流行性の病気にかかっている方や、小さいお子様連れのご面会は、ご遠慮ください。
- (5) 病室内での飲食は、禁止となっています。

13. その他

- (1) 公衆電話は、外来待合室、理容室前、5病棟にございます。
外部への通話は、公衆電話若しくは携帯電話でお願いいたします。
- (2) テレビカードの販売機は各病棟にございます。
使いかけのテレビカードの精算はできませんのでご了承ください。
- (3) 当院には、個室があります。ご利用希望の方は、病棟看護師長までお申し出ください。
- (4) 各種診断書及び証明書などが必要な場合は、病棟看護師長までお申し出ください。
- (5) 健康保険証の変更及び住所・氏名・電話番号等の変更がある方は、必ず受付窓口までご連絡ください。
変更のご連絡がない場合、保険給付が受けられず、全額自己負担扱いになることがありますので、ご留意ください。
- (6) 患者さんやそのご家族からのご相談や苦情に適切に対応し、医療の安全と信頼を高め、患者サービスの向上を図るため「ご意見箱」、「医療相談窓口」及び「個人情報苦情・相談窓口」を設置しておりますので、ご遠慮なくご利用ください。(受付窓口でお申し出ください)
- (7) 暴力行為、暴言やセクシャルハラスメントを行った場合は退院させていただきます。

患者さんが当院の治療・看護の方針や規則について理解され、一日も早く回復されますよう職員一同祈念いたしております。入院中にご不明な点やお気付きの点がございましたら、ご遠慮なくお申し出ください。



個人情報保護に関する確認書

入院患者さんへ

患者さんの誤認事故防止のため、当院では「お名前」でお呼びだしをさせていただいております。また、同様に事故防止のためにお名前表示が必要なケース等においては、表示させていただいております。お名前のお呼びだしやお名前表示に対して不都合な場合等は、ご遠慮なく病棟スタッフまでお申し出ください。個別に対応させていただきます。

1.お名前を表示しているものは、下記の内容となります。

- ①病室のお名前表示
- ②ベッドネーム(患者様のお名前)の設置
- ③配膳車及び食札のお名前表示
- ④治療等に関するお名前表示
 - ・点滴ボトルへのお名前表示
 - ・薬袋へのお名前表示(記載が必要な場合のみ)
 - ・検査検体容器へのお名前表示
 - ・蓄尿ビンのお名前表示
 - ・排泄等のチェック表(必要な場合のみ)

2.ご面会の方への病室案内や電話の取次ぎは致します。ご面会や電話の取次ぎ等で不都合がある場合は、病棟看護師(または受付窓口職員)にお申し出ください。個別に対応させていただきます。(用紙への記載が必要です。)

3.他の患者さんの個人情報に関するご質問等にはお答えできませんのでご了承ください。個人情報に関してはすべて、ご本人の同意が必要になります。(個人情報とは？:氏名・住所・電話番号等、「その人に関する情報」です。)

4.「個人情報保護方針」「当院での個人情報の利用目的」については、外来待合室に掲示しています。

5.個人情報保護に関わる苦情やご相談がある場合、受付窓口「個人情報苦情・相談窓口」を設置していますので、お申し出ください。(担当者が対応します)

平成 24 年 1 月 1 日
医療法人杏林会 村上記念病院
病院長

転倒・転落など防止対策 - 安全で快適な入院生活を過ごしていただくために

入院される方及びご家族の皆様へ

入院生活を送る病院の環境は、それまで住み慣れた家庭とは異なります。その環境の変化に、病気やけがによる体力や運動機能の低下が加わり、思いもかけない転倒・転落事故が起こることが少なくありません。

高齢者の方は特に注意が必要です。突然の環境の変化と体力低下に、加齢に伴う認識力や運動能力の低下が加わって、転倒・転落による骨折など深刻な事態を招く恐れがあります。

私たちの病院では、生活環境を整備しながら、転倒・転落の予防に十分に注意をして、安全で快適な入院生活を送れるよう努めています。さらに安全を高めるためには、ご家族のご理解、ご協力が欠かせませんので、よろしく願いいたします。ご家族の面会は患者さんの励みになると共に、自宅と同じような環境作りに大変役立ちます。できるだけ面会に来てくださいますようお願いいたします。

ご心配なことがありましたら遠慮なく看護師や担当医にご相談ください。

転倒・転落を防ぐための注意点

ベッドから降りる時、トイレ・浴室・起立時・方向転換時は転倒・転落が起きやすくなっています。以下の点に気をつけて快適な入院生活をおすごしください。

はきもの・着るものチェック

履物は、ご自宅で使用しているものにしましょう。

かかとがある履物、特にゴム底が転倒防止に有効です。

寝巻きやパジャマの裾は、体にあった長さにしておきましょう。

ベッドの高さはできるだけ低く

ベッドからは注意して降りましょう。

普段ベッドを使用されていない方は、さらに注意が必要です。

お風呂での転倒に注意

お風呂場ですべって転ぶことがあります。

手すりや安定のよい椅子を取り付けていますので、つかまって移動して下さい。

トイレに注意

廊下やトイレなどではぬれた所を避けて、すべらないように注意しましょう。

必要な方には、トイレなどへの移動時に看護師が介助・同行します。

寝不足に注意

日中はなるべく起きているようにしましょう。昼間に寝てしまうと夜眠れなくなります。

ナースコールを押して下さい

用があるときは、遠慮せずにナースコールで呼んでください。

村上記念病院

20170701